

2020年2月29日

お客さま各位

伊豆箱根鉄道株式会社

## 「新型コロナウイルス感染症」発生に伴う乗車券類の払戻しについて

新型コロナウイルス感染症（以下「当該感染症」）が発生し、外務省より一部の国・地域への渡航中止勧告等が発出されているほか、国内の複数地域でも散発的に罹患者が発生しています。

当社ではお客さまから、これを事由とした旅行の取止めによる乗車券類の払戻しの申し出があった場合は、以下のとおり対応させていただきます。

### 記

#### 1. 定期乗車券

##### (1) 対象となるお客さま

当該感染症の感染拡大に伴い小学校、中学校、高等学校、又は特別支援学校が休校となったことを事由として通学定期乗車券（JR連絡通学定期券を含む）の払戻し申し出のあったお客さま。

##### (2) 対象となる場合

当該通学定期乗車券の有効期間における最終登校日時点で残りの有効期間が1か月以上ある場合であって、最終登校日の翌日以降使用していない旨の申し出があったとき。

##### (3) 払戻しの取扱方

実際の払戻し申出日にかかわらず、当該通学定期乗車券の有効期間における最終登校日を払戻し申出日とみなして取り扱うことができます。なお、払戻し額の計算方については、当社旅客営業規則に準じます。

(例) 種別 : 高校通学定期乗車券

有効期間 : 2019年12月29日～2020年3月28日（3か月）

※1か月 : 6,990円、3か月 : 19,940円

3月10日に払戻し申し出があった場合で最終登校日が2月28日であるときは、2月28日を払戻し申出日とみなすことができます。したがって、使用経過月数を「2か月（2019年12月29日～2020年1月28日、2020年1月29日から2020年2月28日）」として、以下のとおり計算します。

払戻し額 : 19,940円 - 6,990円 × 2か月 - 220円（手数料） = 5,740円

##### (4) 取扱期間は原券発行日から1年となります。

## 2. 定期乗車券以外（乗車券・特急券）

### （1）対象となる場合

当該感染症を理由に、旅行を中止すると申し出た場合

※当該感染症に罹患、イベントの中止、感染防止などの理由。

### （2）払戻しの取扱方

当社旅客営業規則に準じて、旅客運賃及び料金について無手数料により払戻しを行います。

### （3）取扱期間は、乗車券類の有効期限内の申出日となります。

## 3. お問い合わせ

伊豆箱根鉄道株式会社鉄道部運輸課

TEL055-977-1207 （9：30～16：30 土休日を除く）

以 上